

令和 5 年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第 6 回）

日時：令和 5 年 10 月 24 日（火）午後 1 時 30 分～

形式：Web によるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業【1 回目】
都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業【1 回目】

【審議資料】

- 資料 1 「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」
- 資料 1－1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別
審議について
- 資料 1－2 「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に
係る環境影響評価調査計画書について（案）
- 資料 2 「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価
書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見
- 資料 3 「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案
に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

<出席者>

会長 柳委員
第二部会長 宮越委員
羽染委員
廣江委員
水本委員
宗方委員
渡邊委員

(7 名)

長谷川政策調整担当部長
椿野アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和5年10月24日

(事業名称) 東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 7項目 （選定した理由 p. 109～110）
騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が13年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。
- 3 本事業は仮線施工で行われ、仮線の使用も相当な期間にわたることから、施行中の列車走行騒音・振動による沿線環境への負荷を増加させないための十分な環境保全のための措置を検討すること。また、仮線時の騒音・振動及び高架後の振動では、評価の指標を「現況値を大きく上回らないこと」としており、指標として曖昧なことから、環境保全のための措置の効果等を検討し、可能な範囲で数値目標等を用いて評価すること。
- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 10項目（選定しなかった理由 p. 111～112）
大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境、温室効果ガス

【地形・地質、水循環、生物・生態系 共通】

事業区間は二か所で立川崖線と交差し、その周辺の崖線下には複数の湧水及び災害対策用井戸が存在している。本事業では、掘削工事等を計画しており、地下水流

動の変化や立川崖線の改変による湧出機構の攪乱により湧水等へ影響を及ぼすおそれが考えられるため、地形・地質並びに水循環を環境影響評価の項目として選定すること。

また、湧水を水源とする矢川及び矢川緑地保全地域の湿性環境へ影響を及ぼすおそれも考えられるため、生物・生態系の項目選定についても検討すること。

【地形・地質】

環境影響評価の項目として地形・地質を選定した上で、特に、事業区間が立川崖線と交差する地点周辺における地形・地質の改変の程度及び湧水の湧出機構の攪乱の程度並びに関連する事項について予測・評価を行うこと。

【水循環】

環境影響評価の項目として水循環を選定した上で、事業区間周辺の地下水や湧水への影響（地下水の水位や流況、湧出水量等の変化の程度）及び湧水が流出する矢川への影響（流量等の変化の程度）並びに関連する事項について予測・評価を行うこと。

3 都民の意見書及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
周知地域市長からの意見	2 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

（１）騒音・振動

- ・鉄道騒音調査地点Ｔ－７について、この地点は北側に位置する「富士見台第三団地」と重なり、計画線は高架化により団地と同程度の高さとなることから鉄道騒音の影響は大きいと考えるため、調査地点を北側にした上で、調査位置を高さ1.2mに限定せず、高架と同じ高さ9～12mの地点での騒音を測定し評価すべき。

（２）水循環

- ・杭の深さや間隔が影響を与えないとの理由で「水循環」を選定していないが、近年、少雨や地表面の舗装などの影響で矢川の湧水が枯れる事象が度々起こっていることから、立川段丘のこの周辺地域の地下水の状況を詳細に調査し、杭による影響がないことを証明する必要があると考えるので「水循環」を選定すべき。

（３）景観

- ・計画区間は比較的高層建築物が少ないことから大きく景観が変わることは明らかであり、調査地点４は鉄道から少し距離を取り、国立市道富士見台6号線（さくら通り）からの視点で影響の比較をすべき。
- ・調査地点７については、高い方から低い方を見る視点で設定されているが、高架化された場合のインパクトが大きいのは低い方から高い方を見る視点と考えられるので、そのような視点も加えること。

（４）その他（事業計画）

- ・計画では「天神前踏切」についての対策が記述されていないが、この踏切は重要なバス路線で踏切渋滞対策が喫緊の課題であり、谷保駅や天神前踏切の高架化あるい

は地下化についてどのように検討し、今回の計画で対策が示されていない理由を説明すること。

3 周知地域市長からの意見

【立川市長】

(1) 全般事項

環境影響評価の各種手続きや工事の各段階において、市や地域住民に対し丁寧な情報提供を行うとともに地域住民にわかりやすい内容及び表現で周知を図られたい。また、地域住民からの意見要望について誠意をもって対応し、十分に検討したうえで可能な限り環境影響評価の実施及び環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい。

さらに、今後環境に影響を及ぼすような新たな要因が確認された場合には、あらためて調査等を実施されたい。

(2) 騒音・振動

騒音・振動等の予測及び評価にあたっては、沿線の中学校等の公共施設に配慮をされたい。

(3) 景観

高架橋や駅舎等の外壁の色彩やデザイン等の予測及び評価にあたっては、周辺環境に調和するように配慮をされたい。

【国立市長】

(1) 全般事項

環境影響評価手続きや事業の各段階において、市民等への積極的な情報提供及び意見・要望を聴取し、市民の意見が提出された場合には、意見・要望を十分に考慮し、可能な限り事業計画への反映を図るよう努められたい。

(2) 騒音・振動

沿線の保育所や児童厚生施設等への工事期間中の騒音・振動、車両の出入り等による影響を最小限に抑えるため、各施設付近にも騒音・振動の調査点を設け、環境影響を調査評価されたい。

(3) 自然との触れ合い活動の場

富士見台地域のまちづくりを進める中で、国立富士見台第三団地敷地内のヒマ

ラヤスギや調整池の自然が、地域の価値であるという意見が寄せられている。事業を進めるにあたっては、市民が大切にしている自然について十分に市民と意見交換していただきたい。

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 5 年 8 月 14 日に「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が 13 年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。
- 3 本事業は仮線施工で行われ、仮線の使用も相当な期間にわたることから、施行中の列車走行騒音・振動による沿線環境への負荷を増加させないための十分な環境保全のための措置を検討すること。また、仮線時の騒音・振動及び高架後の振動では、評価の指標を「現況値を大きく上回らないこと」としており、指標として曖昧なことから、環境保全のための措置の効果等を検討し、可能な範囲で数値目標等を用いて評価すること。

【地形・地質、水循環、生物・生態系 共通】

事業区間は二か所で立川崖線と交差し、その周辺の崖線下には複数の湧水及び災害対策用井戸が存在している。本事業では、掘削工事等を計画しており、地下水流

動の変化や立川崖線の改変による湧出機構の攪乱により湧水等へ影響を及ぼすおそれが考えられるため、地形・地質並びに水循環を環境影響評価の項目として選定すること。

また、湧水を水源とする矢川及び矢川緑地保全地域の湿性環境へ影響を及ぼすおそれも考えられるため、生物・生態系の項目選定についても検討すること。

【地形・地質】

環境影響評価の項目として地形・地質を選定した上で、特に、事業区間が立川崖線と交差する地点周辺における地形・地質の改変の程度及び湧水の湧出機構の攪乱の程度並びに関連する事項について予測・評価を行うこと。

【水循環】

環境影響評価の項目として水循環を選定した上で、事業区間周辺の地下水や湧水への影響（地下水の水位や流況、湧出水量等の変化の程度）及び湧水が流出する矢川への影響（流量等の変化の程度）、並びに関連する事項について予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和5年8月14日	・調査計画書について諮問
部 会	令和5年10月24日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物 【選定しなかった環境影響評価の項目】 大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境、温室効果ガス ・総括審議
審議会	令和5年10月31日	・答申(予定)

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	7 件
事業段階関係区長からの意見	2 件
合 計	9 件

2 都民からの主な意見

(1) 環境全般

- ・白金高輪駅のトンネル及び付帯設備工事に際して、開削区間に面している住宅に直接与える環境影響が11年間の長期間に及ぶ問題がある。このため、開削区間の工事期間を大幅に短縮する配慮を求める。夜間工事も含めて、周辺住宅への景観、排気、粉塵、振動、音漏れ、防災等の環境配慮が必要で、基本的に既存構造物隣接の工事は、できるだけ開削しない工法を再検討するとともに、やむを得ず開削が必要な部分には蓋を掛けて閉じたまま工事をするように求める。
- ・法律、条令、指針などに従っていると言っても、必ずしも「影響が小さい」とは限らない。また、省エネルギー化や排出量低減、廃棄物削減に努めると言っても、その事業を行わない場合よりも減らせるわけではない。事業が本当に温室効果を削減できると考えるのであれば、その根拠を提示してほしい。
- ・本計画の工事は、環状第4号線(白金台区間、高輪区間)の道路完成後に始まるのか、環状第4号線の道路建設中の時期と並行して始まる可能性があるのか、明確にして頂きたい。仮に道路工事と地下工事が並行して実施される可能性があるのであれば、環境影響評価は2つの工事が並行して実施される前提で、改めて実施されるべきと考える。

(2) 大気汚染、騒音・振動

- ・白金高輪駅では夜間工事が常時予定されているため、夜間の工事騒音等の環境影響が周辺住宅に及ばないように、工法を十分に改善し、粉塵・騒音・振動の低減を十分図った上で、夜間の粉塵・騒音・振動の予測値を示す必要がある。
- ・工事期間の11年間継続的に、夜間を含むモニタリング評価を求め、夜間の住環境の悪化が明らかになった場合は、直ちに低減を求める。

(3) 大気汚染、温室効果ガス

- ・環境影響評価の項目の選定に大気汚染、温室効果ガスが入っていないのは疑問である。長期にわたる工事が計画されているわけで工事に伴う工事車両、トンネル掘削による残土処理の為の大量のダンプカー等などから排出される排気ガスは、いかほどになるのか。

(4) 騒音・振動

- ・工事中の騒音・振動に関して、それぞれ基準値と予測値が提示されているが、予測値とはどのような条件下で算出したものか明らかにしていただきたい。
- ・事業計画地の周辺には学校、幼稚園など教育施設がある。提示されている基準値や予測値は、こうした周辺環境を考慮したものなのか。
- ・工事の時間帯については明示されていないが、夜間や深夜に工事は行わないで頂きたい。

(5) 地盤、水循環

- ・計画路線周辺には、多くの湧水地点や井戸が存在している。調布市の住宅街の陥没事故は大きな不安を残した。このような状況を考慮し、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」を適用し、事業を行うことはやめるべきである。

(6) 生物・生態系

- ・武蔵野台地からなる国立自然教育園、環状4号線予定地には水脈が脈々と連なり、旧衆議院宿舎など、計画地は植物の宝庫である。これらの宝を守るためには、本事業は行うべきではない。

(7) 景観

- ・本事業のうち、白金高輪駅付近の開削工事は、複数の住宅の正面に位置していて、日常生活環境に大きな影響を及ぼすと懸念される。評価書案に示された白金高輪駅の工事のスケジュールは、開削の工事期間が11年間に及ぶことから、もはや仮設とは言えない長期間で周辺住民に景観等の視覚的影響を与える。環境影響評価項目の選択に際し、「工事中」に「景観」を追加し、工事中の視覚的影響配慮を予め明確にする必要がある。

(8) 史跡・文化財

- ・「環境に影響を及ぼすと予想される地域には、登録文化財 16 件、埋蔵文化財包蔵地 15 件が存在し、工事の施行中において、これらの史跡・文化財に影響を及ぼすことが考えられる。」と評価書案では示している。現在、世界的にも注目されている高輪築堤跡地を守るためにも文化財をしっかりと現状保存することを明記すべきである。

(9) 廃棄物

- ・建設泥土、建設発生土を含む廃棄物は再資源化等に努めるとし、質疑応答で「適切に処理します」と回答があったが、実際の処理はどうなるのか。本計画の工事により発生する建設残土の処理についてより詳細な説明が必要と考える。安全性への納得や不安払拭のためにも、追加の調査、説明を希望する。

(10) その他（事業計画）

- ・工事区間の地盤の特徴ならびにシールド工法の安全性についての調査、説明が不十分だと考える。説明会ではシールド工法の安全対策についての言及はなく、質疑応答時に「十分な対応をする」とのご発言があったのみで、安全性について安心・納得できる説明を受けることができておらず、不安が払しょくされていない。
- ・今回も取り入れられるシールド工法によるトンネル技術の信頼性が問われている。リニア新幹線の北品川工区でも機械のトラブルで工事が滞っていると言われている。本工事でも同様の事故が起きないという保証はない。事業の環境影響評価の前提となるそこに住み生活をしている住民の住環境を最優先に守って戴きたい。
- ・品川駅付近の「立体的に都市計画を定める範囲」について、その都市計画を明示したうえでないと品川白金高輪間建設事業の環境影響評価ができない。

3 関係区長からの意見

【港区長】

1 総論

- (1) 環境影響評価書を作成する際は、調査方法、評価基準等について、内容や表現を更に工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与え、どのように配慮するのかを誰もが理解しやすいように示してください。
- (2) 計画地周辺の住民及び関係者に対して、計画や工事に関する情報提供を適切に行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応してください。

2 各論

(1) 騒音・振動について

- ・近隣住民への影響が最小限となるよう、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の基準を遵守するとともに、建設機械の導入や工事方法、車両計画に配慮してください。

(2) 地盤、水循環について

- ・計画地を含め、大規模な地下施設を設ける計画が密集しています。地下水のモニタリングを実施し、地盤沈下等が発生しないよう、必要に応じて対策を講じ、地域の安全を確保してください。

(3) 史跡・文化財について

- ・埋蔵文化財の確認調査については、調査方法、範囲について十分に区と協議してから実施するようにしてください。
- ・埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」に基づき適切に対応してください。

(4) その他について

- ・計画地周辺で、複数の工事計画が進行しています。工事中は、この状況も踏まえ、交通渋滞等による通行上の支障が発生しないように計画してください。
- ・計画地は、白金高輪駅、品川駅を含む、歩行者、自動車等の交通量が非常に多い地域です。工事中及び供用後の交通安全対策を徹底してください。
- ・計画地周辺で、他の工事計画が進行していることも踏まえ、建設機械及び工事

車両が集中しないように、工事工程を工夫してください。

- ・建設機械の導入や工事方法等の検討に際しては、大気汚染対策も十分に考慮し、決定してください。

【品川区長】

1 環境全般

工事施工前および工事施工中に、地元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、理解と協力が得られるよう最大限努力してください。また、地元住民からの問合せ、苦情等に対して真摯に対応してください。

2 その他

区内において調査等を実施する際には、当区の所管課と連携し、事前に十分な住民説明を実施してください。また、計画に変更等が生じた際には、当区の所管課もしくは企画課まで速やかにお知らせ下さい。

「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
事業段階関係区長からの意見	1 件
合 計	2 件

2 都民からの主な意見

(1) 騒音・振動

環境影響評価書案（資料編）建設作業騒音の予測条件模式図（敷地境界に近接した配置を想定）によると、音源を敷地境界から 2.0 m 離れた地点で高さを地上面から 1 m 程度の高さに設定していると想定される。工事の施工中で騒音の影響が大きい工種の一つとして土留め工事が挙げられるが、環境影響評価書案 工事の概要（開削工法）に示されたアースオーガ機械を使用した場合、減速機からも騒音が発生することから、設定された音源よりも高い地点から騒音が発生するため高さ 2.0 m の仮設防音壁だけでは騒音対策としては不十分であり、騒音の発生音源となる減速機への騒音対策が必要と思われる。

(2) 日影

建設作業騒音の予測条件模式図（敷地境界に近接した配置を想定）によると、騒音対策として民地から 0.5 m 離れた箇所に高さ 2.0 m の仮設防音壁をすることとなり、騒音対策としては有効と思われるが、民地近傍に壁が設置することによる日影への配慮も必要と思われる。

(3) 景観

準備工事から道路復旧まで 10 年以上の長い年月を工事の期間に要することから、工

事期間中の仮設備など、地上において周辺住民の目に留まりやすいものについて、景観に配慮して頂きたい。

(4) その他（事業計画）

環境影響評価書案において、原則昼間作業を行うが工種や諸条件によっては夜間作業も行くと記載されており、夜間作業は極力行わない意向であるような印象を受ける。しかし、夜間作業を行う期間も相当期間あると想定されるため、周辺住民の誤解を招かないよう、住民に分かり易い、できるだけ正確な情報の事前開示が、工事を円滑に進めるために必要と思われる。

3 関係区長からの意見

【江東区長】

(1) 全般事項

- ① (p41) 環境保全に関する計画等に配慮した事項（江東区）について、表6.4-1(5)の江東区長期計画に配慮した事項として、「開削工法で工事を行う箇所は、幹線道路の地下空間・・・」としているが、開削予定範囲には道路のみならず、教育施設や民地も含まれるため、土地利用の状況を踏まえ、適切かつ十分な配慮をすること。
- ② (p99) 8.1.3 環境保全のための措置について、本事業は10年間と長期に渡る大規模工事であり、区道等の交通渋滞及び交通安全の対策が必要とされる。そのため、工事用車両の出入口への交通整理員の配置や、市街地での待機及び違法駐車禁止の徹底を行うこと等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないような措置を講ずること。また、交通安全確保に向けた措置を講ずることを、(1)工事の施行中「イ 予測に反映しなかった措置」に追加すること。
- ③ 区として公園の改修工事の場所や予定を検討するため、8号線事業に伴い公園や河川に影響がある場合は、早めに河川公園課に相談すること。
- ④ 工事に伴う環境影響に関する近隣住民からの苦情等には、近隣住民に分かり易いよう窓口を明確にし、解決に向け真摯に対応すること。
- ⑤ 工事終了後に、列車走行や換気施設等について、近隣住民から環境影響に関しての苦情があった際は、解決に向け真摯に対応すること。

(2) 騒音・振動

- ① (p2) 建設機械の稼働に伴う建設作業音の予測値は、敷地境界上において騒音が67～84dBとなっているが、今般の工事において豊洲小学校の敷地内において開削工事を行う予定とされている。学校における騒音については「学校環境衛生基準」の教室等の環境に係る学校環境衛生基準として騒音レベルは「教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq50dB（デシベル）以下、窓を開けているときはLAeq55dB以下であることが望ましい」とされていることから、この範囲に収まるよう更なる対策を講じること。振動については、基準はないが、学校の教育環境としては静謐な環境が求められることから、可能な限り少なくする対策を講じること。

また、開削工法となる豊洲小学校（豊洲幼稚園）、深川第五中学校付近では、振動騒音、粉塵、工事車両の滞留などが教育環境へ悪影響を及ぼさないように対策を徹底すること。

- ② (p34, p35, p47) 表6.3.1-8において、(仮称) 枝川駅付近の工事用車両の主な走行ルートを都道319号（三ツ目通り）として、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について環境影響評価の項目として選定しないとの結論を出している。しかし、資料編p3 図1.1.2-2をみると、(仮称) 枝川駅付近は他4駅とは異なり、特別区道沿いに開削予定範囲およびシールド発進部を計画していることから、主な走行ルートを特別区道江144号と想定の方が事業の実施に伴う騒音、振動が日常生活に及ぼす影響をより正確に把握することができる。現況交通量は、都道319号（三ツ目通り）の30,820台/日に対し、特別区道江144号は区交通量調査（H11年）によれば4,447台/日であり、都道319号の約1/7である。このため、最大380台/日の工事用車両が特定の時間帯に集中する場合は、特別区道江144号の全交通量に占める割合は、決して小さくはない。また、歩道幅員は都道319号線が概ね6m程度であるのに対し、特別区道江144号線は3.3～3.58mと狭い。これらのことから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動による影響は、特別区道江144号の場合、現状に比べ大きくなる可能性があり、歩道による減衰効果も小さいため、工事用車両の運行時間帯に、住民からの苦情が多発することが予想される。

以上のような、地域の概況を勘案し、事業の実施に伴う騒音、振動が日常生活に

及ぼす影響を適切に把握するため、(仮称) 枝川駅付近の工事用車両の主な走行ルートを一特別区道江144号とし、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動による時間帯別影響について環境影響評価の項目として選定することが必要である。(H26.3 東京都環境影響評価技術指針 (付解説) 第3 章第3-2-(2) (p50))

(3) 土壌汚染

- ① 工事による掘削や搬出先への移動に伴う土壌については、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。
- ② 油汚染土壌が確認された場合には、「油汚染対策ガイドライン」に従い対策を行うこと。

(4) 史跡・文化財

(p 166) 表8.5.1-3 (6) 事業区間周辺の指定・登録文化財の状況 番号228について修正をすること。